

議第 1 号 法改正に伴う市の対応について

1. 改正の主な概要【R5.11.22 資料】

- ①所有者の責務強化
- ②空家等活用促進区域
- ③支援法人制度
- ④特定空家化を未然に防止する管理
- ⑤代執行の円滑化
- ⑥財産管理人による空家の管理・処分

} 市が対応する項目
(今回の協議事項)

2. スケジュール

	R5	R6	R7	R8
③支援法人制度【資料 2】	→	当面は現体制で対応	→	→
④特定空家化を未然に防止する管理（管理不全空家等）【資料 3】		判定方法等を検討 →		
②空家等活用促進区域【資料 4】		情報収集 →		
次期空家等対策計画		準備 →	策定 →	実施 →

3. 協議事項

資料 2～4 の「今後の対応」について協議願う。

法改正に伴う市の対応について

③支援法人制度

- ・ 特定非営利活動法人等を空家等管理活用支援法人として指定できる。
【法第 23 条】
- ・ 支援法人は、法において以下の業務を行うものとされている。【法第 24 条】
※一部の業務のみ実施するものも指定の対象にすることができる。

- (1)空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する必要な援助
- (2)委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認等の必要な事業又は事務
- (3)委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4)空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5)空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6)その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務



支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合等において、以下の請求等を市町村に対して行うことができる。

- ・ 空家等の所有者等に関する情報の提供の請求【法第 26 条第 2 項】
- ・ 空家等対策計画の作成・変更の提案【法第 27 条第 1 項】
- ・ 裁判所に対する財産管理人等の選任請求の要請【法第 28 条第 1 項】

●現状

- ・ NPO 法人岐阜空き家・相続共生ネットと協定締結
- ・ 日常通報案件は職員で対応

●今後の対応

- ・ 当面は現体制で対応する

空家等管理活用支援法人の指定

令和5年6月14日に改正法が公布され、同年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）に係る制度が創設されました。

本市では、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定は行わないこととします。

お問い合わせ先

生活安全課

電話:058-392-1163 ファックス:058-391-2100

電話番号のかけ間違いにご注意ください!



[お問い合わせフォーム](#)



法改正に伴う市の対応について

④特定空家化を未然に防止する管理【管理不全空家等】

- ・管理不全空家等は、そのまま放置すれば特定空家等となるもの。
- ・管理不全空家等の所有者等に対して指導及び勧告を行うことができる。

●現状

- ・空家等の把握は、市民からの通報による。
- ・条例で準空家等を規定し、空家等になる前の段階から対応。
- ・特定空家等の判定は「特定空家等チェックシート」を使用。

●今後の対応

- ・管理不全空家等の把握方法の検討。
- ・管理不全空家等の判定方法の検討。
 - ▼管理不全空家等と特定空家等の境目は、ガイドラインの解釈次第。
 - ▼管理不全空家等の助言・指導レベルも含めて検討。
 - ▼チェックシートの作成。

法改正に伴う市の対応について

②空家等活用促進区域

「空家等管理活用促進区域」に指定したエリア内において、接道要件が緩和されたり、市街化調整区域であっても用途変更等が都道府県との協議により可能になったりするもの。

●今後の対応

岐阜県として、県内自治体に対しどのような方針で協議を進めていくかがはっきり示されていないため、県や他市町村との情報交換をしながら調査研究をする。